

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

健康保険の被保険者証が原則廃止されることに伴い、各種医療費助成制度においてマイナンバーを利用した情報連携による受給資格確認を行う必要があるため、開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年開成町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 町の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) (新設) (個人番号の利用範囲) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 町の執行機関は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略)

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後		
別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1 町長	開成町重度障害者医療費助成条例による重度障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	開成町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

改正前		
別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1 町長	開成町重度障害者医療費助成条例による重度障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報_____であって規則で定めるもの
2 町長	開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報_____であって規則で定めるもの
3 町長	開成町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報_____であって規則で定めるもの
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。